

広報第124号
令和8年5月1日発行

月光川



発行所 月光川土地改良区
責任者 理事長 石垣敏勝
遊佐町遊佐字京田36番地
☎代72-3131 FAX72-3142
gakkogawa@sanae.or.jp
HP: <https://gakkogawa.jp/>



山崎集落から臨む鳥海山

令和7年度 通常総代会開催 全議案原案通り 可決

令和7年度通常総代会が去る3月16日に庄内みどり農協遊佐支店を会場に開催されました。

開会に続き石垣理事長からあいさつが述べられ、来賓には松永遊佐町長、庄内みどり農協菅原専務理事、齋藤遊佐町農業委員会長のご臨席をいただき、ご祝辞を賜りました。



総代定数40名中31名が出席され、議長に第二区の白崎靖総代が選出され、報告案件一件、承認案件二件、議決案件十三件について慎重な審議が行われ、全議案が原案どおり可決されました。

理事長のついで

令和7年度通常総代会のご案内を申し上げました所、総代の皆様には年度末のお忙しい中、御出席をいただき厚く御礼申し上げます。

通常総代会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、御来賓の皆様には、日頃より月光川土地改良区の運営にご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて令和8年度国の農業農村整備事業は、新たな食料・農業・農村基本計画の策定により、農業の構造転換を集中的に進め、食料安全保障の強化や農業生産の持続的発展を目指すことが重要となっております。農地の大区画化による農地の集積・集約の促進により、生産効率の向上やスマート農業技術の実用化や多収化・高温耐性に資する新品種の開発など推進するため、令和7年度補正予算も含め、令和8年度は6,942億円が確保される見込みであります。農業用水の安定供給や良好な排水条件の確保と増大する災害リスクに対応する農業・農村の強靱



化を図り、気候変動等による激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策を推進する必要があります。令和8年度当管内の農地整備事業は、令和7年度の補正予算として、10億5千2百万円が追加配分となり、当初予算と合わせて12億2千万円

の予定事業費となっております。当山2期地区と畑地区で、11・6haの面工事と杉沢前田地区で、6・6haの地下かんがい工の実施予定であります。

また野沢地区では、用排水路工5・2kmと岩野1期地区も2・8kmの用排水路の管路化工事の予定となっております。基幹施設の長寿命化対策として、地域農業水利施設ストックマネジメント事業で、1千百70万円の事業費により、月光川左岸揚水機場の高圧遮断器のユニット交換と左岸幹線用水路の分割

弁整備補修工事を予定しており、万全な水確保を図っております。さらに広報でもお知らせしましたが、平野部の排水路の管路化事業について、今年度団体営農地耕作条件改善事業により、平津地区の一部をモデルほ場として工事予定であります。今後、各地区で管路化事業について、検討していただいで進めていきたいと考えております。

本日の通常総代会は、報告案件1件、承認案件2件、議決案件13件が提案されております。令和7年度一般会計予算の補正案件2件の承認と当山2期地区、野沢地区、岩野1期地区の事業予算で、追加割当による予算増額の補正内容となっております。令和8年度の経常賦課金について、幹線用水路や基幹施設など計画的に整備補修を実施しておりますが、近年の物価高騰や人件費の高騰などもあり、10アール当たり4千円の提案でありま



計上しておりますので、ご審議をお願いいたします。令和7年度の賦課金について、令和5年度から100%の徴収率となっておりますので、本年度も同様な徴収結果となるよう、組合員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に職員体制について、3月末で1名が退職となりますが、4月から新たに2名の職員を採用し、農地整備事業や維持管理事業を円滑に進めて行きたいと考えております。今後とも、業

務の合理化と効率化を図り、組合員負担の軽減に努め、土地改良事業が順調に進捗するように努力したいと思っておりますので、総代の皆様からご指導をお願いすると共に、提案してあります全案件につきまして、慎重な審議をお願い申し上げ、挨拶いたします。

**大区画化等加速化支援事業、
農地耕作条件改善事業について**

大区画化等加速化支援事業については新しく創設された事業で、農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による、農地の大区画化等の取組を定額助成により支援するための事業であり、大区画化面積や担い手への面的集積等の要件により助成額が変わります。

次に農地耕作条件改善事業についてですが、当土地改良区ではこの事業により排水路の管路化工事を行っております。耕作条件改善事業には多くの事業メニューがあり、この事業でも畦畔除去による区画拡大等の工事も実施できますが、大区画化についてはより助成率の高い大区画化等加速化支援事業で行った

方が有利となります。

農地耕作条件改善事業については、事業を行うための実施要件があり、地域計画を策定した区域内で、ハード事業費が200万円以上、農地耕作条件改善計画や地域内農地集積計画を作成することとなっております。各支援については事業内容により定額と定率による支援となります。

総代からの質問

管路化工事の地元負担はどのくらいの金額になりますか。

(石垣雅春総代)

人件費や資材の高騰で地元負担は、条件にもよりますが30mあたり32万円程度になる計算となります。

(事務局)

資材の高騰はこれからもあるでしょうし、今後下がる事は無いかと思います。しかしながらこれだけの補助金をいただいても32万円の負担は高いように感じます。私はこの金額ですと、自分だけではなくほかの方々に了解を得るのは大変難しいように感じます。自己負担の話聞いて改めて考える様な状態になっています。

(石垣雅春総代)

(答弁)

管路化になりますとやはりこのくらいの金額になってしまいが現状であります。皆さんが地下排をやりたいと思う気持ちわかりますが、負担もあるわけですので、地区全体で取り組む事業ですので何より地区での話し合いが重要となるわけです。これから維持管理作業の軽減のため地下排管路化を行う事により、負担が生じる事になるわけですが、やはり将来を見据えると農作業の効率化に繋がるのではないかと考えます。提案として、負担金を金融機関から借入れを行い数年間で償還する方法もあります。私たちはこれから後世に農地を残していかなければならないと考えたときにより良い農地として引継いでいけたらと考えております。

(理事長)

事業制度等の詳細については、土地改良区まで問い合わせ下さい。

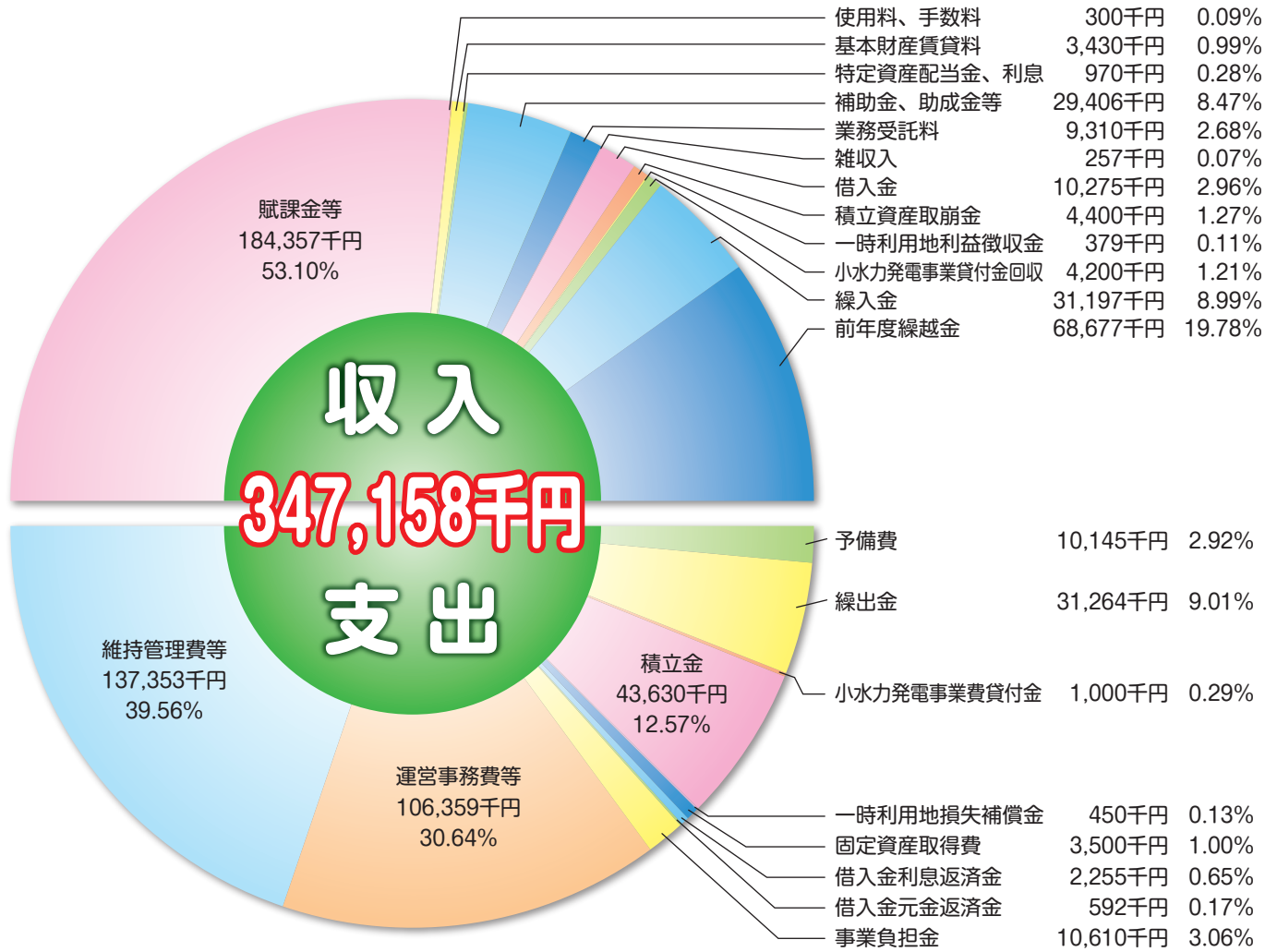
農地耕作条件改善事業
農林水産省ホームページ

大区画化等加速化支援事業
農林水産省ホームページ

令和8年度 予算の概要

一般会計

令和8年3月16日開催 通常総代会議決



(単位：千円)

事業地区名	収支予算額
一般会計	221,966
月光川地区事業会計	62,462
月光川左岸地区事業会計	4,211
月光川右岸地区・上流地区事業会計	3,152
高瀬川地区・洗沢川地区事業会計	4,164
月光川下流地区事業会計	2,103
たら林地区事業会計	3,319

事業地区名	収支予算額
県営杉沢前田地区ほ場整備事業会計	4,294
県営当山・畑地区ほ場整備事業会計	20,460
県営大楯地区ほ場整備事業会計	1,913
県営野沢地区水利施設整備事業会計	5,030
県営岩野地区水利施設整備事業会計	10,938
中山間地区事業会計	3,146
計	347,158

特別会計

(単位：千円)

会計名	収支予算額
小水力発電事業会計	13,010

令和8年度 一般会計の賦課額

(単位：円/10a)

賦課項目	賦課額	納期	各地区の合計額 (経常+事業)
経常賦課金	4,000	5月29日(金)	
月光川地区	事業賦課金 3,650 維持管理費 1,000	10月30日(金)	8,650
たら林地区	事業賦課金 2,000		6,000
中山間地区	事業賦課金 200		4,200

令和8年度 決済金について

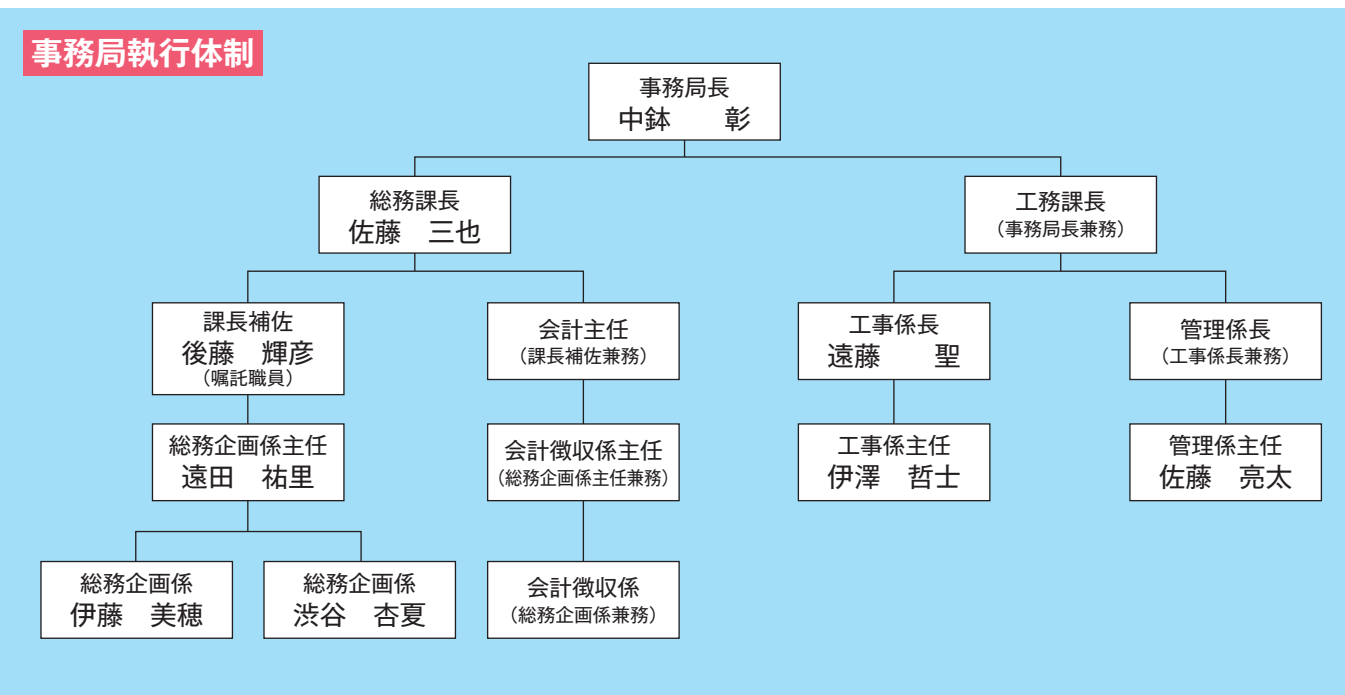
土地改良区区域内の田、畑を転用して地区除外する場合は、農地転用等の申請書並びに地区除外申請書の提出が必要です。関係地区の総代と現地調査の上、転用に対する意見書を交付します。その際、維持管理分を決済金として納入していただくことになります。

土地改良区に申請を行わずそのままにしておくと、翌年度も賦課を課せられますのでご注意ください。

(単位：円/10a)

区 分	金 額	内 訳
維持管理分	80,000	経常賦課金の20ヵ年分

※決済金とは、残有農地を所有（耕作）する他の組合員が過重負担にならないように、施設の維持管理費を一時払いし、地区から除外するものです。



県営大楯地区農地整備事業 事業完了

大楯地区は農地面積10.1ha、圃場は15a以下が過半を占め、用排水路は素掘りの土水路、農道は狭小の未整備地区でした。令和2年、農地中間管理機構関連農地整備事業に実施採択され、実施設計を行い、面工事に2年、地下かんがい工2年の工事を実施し、換地処分登記を経て、令和7年度に、地元の念願であった農地整備事業の完了を迎えました。

これもひとえに事業主体の山形県庄内総合支庁並びに町負担を頂いている遊佐町のお陰であり、深く御礼申し上げます。工事完了後は、大区画圃場90a、用排水路は地下埋設のパイプラインとなり、県内初の自動給水栓による水管理省力化システムを導入しております。完成した圃場に於いて、高収益作物として「にんにく・ねぎ」等の作付に取り組んでいきます。

工事着工前



工事着工後



自動給水栓「水まわりくん」



実証ほ「遊佐町在来種にんにく」

令和8年度の主な事業

地域農業水利施設ストックマネジメント事業

【月光川左岸揚水機場高圧設備補修】

〔工事概要〕

月光川左岸揚水機場は、平成元年に県営かんがい排水事業により造成されました。経年劣化により高圧気中電磁接触器に不具合が発生しているため、かんがい期の揚水機運転に万全を図ることを目的に整備補修を実施します。



農地耕作条件改善事業

【平津支線排水路管路化】

〔工事概要〕

平津地区は昭和60年に県営ほ場整備事業で造成されました。傾斜があるため水路溝畔の草刈り等、維持管理に多大な労力を費やしています。排水路の管路化を行うことで、維持管理の省力化と、転落防止による安全性確保を図ります。



県営月光川地区 かんがい排水事業

令和8年度 月光川土地改良区 配水計画

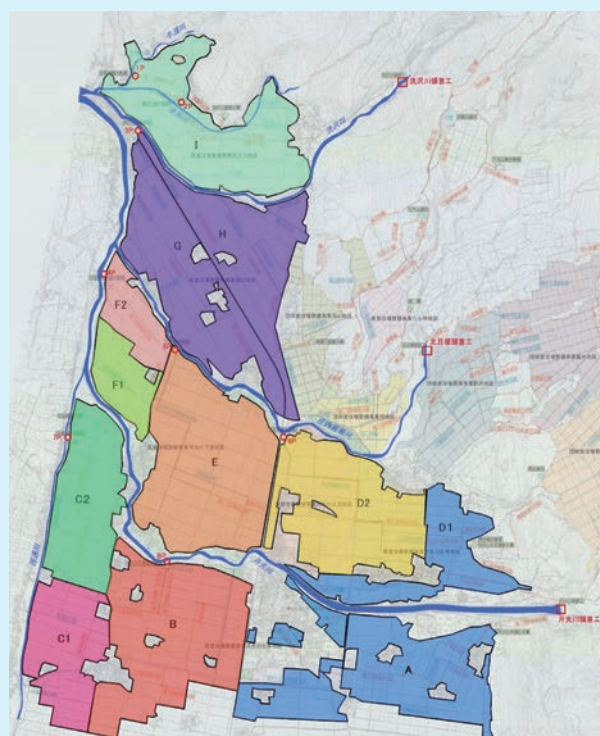
月光川土地改良区利水調整規程による、令和8年度配水計画を決定しましたのでお知らせいたします。管内の農業用水は河川法に基づく『許可水利権』の水利使用規則により取水し、配水計画を策定しております。

① 各施設における最大取水量及び取水期間

区分	期間			年間最大取水量	
	4月26日から5月10日まで	5月11日から9月5日まで	9月6日から翌年4月25日まで		
月光川頭首工	3.687m ³ /s	3.176m ³ /s	0.894m ³ /s	44,690m ³ /s	
第4号揚水機		0.112m ³ /s			
第5号揚水機		0.648m ³ /s			
第6号揚水機		0.210m ³ /s			
第7号揚水機		0.323m ³ /s			
第8号揚水機		0.732m ³ /s			
北目堰	0.779m ³ /s	0.657m ³ /s	0.150m ³ /s		8,410m ³ /s
第3号揚水機		0.177m ³ /s			
洗沢川頭首工	0.470m ³ /s	0.398m ³ /s	0.125m ³ /s	5,790m ³ /s	
第1号揚水機		0.028m ³ /s			
第2号揚水機		0.216m ³ /s			

② 配水ブロック

用排水調整委員会名	ブロック名	取水河川名
左岸地区用排水調整委員会	A、B、C1、C2	月光川、西通川
右岸上流地区用排水調整委員会	D1、D2	月光川、高瀬川
高瀬川洗沢川地区用排水調整委員会	G、H、I	高瀬川、洗沢川、滝瀬川、牛渡川
下流地区用排水調整委員会	E、F1、F2	月光川、高瀬川



こんなときは必ず届出を

次の場合は土地改良区への届出が必要です。

- (1) 組合員の変更をしていただく場合
 - ・農地の売買、交換、贈与等を行ったとき。
 - ・賃借権の設定、解除の際に組合員を変更するとき。(中間管理機構も含む)
 - ・農業者年金の受給などのため経営を移譲したとき。
 - ・組合員が亡くなられたとき。
- (2) 組合員の住所変更や口座振替の場合の名義変更または口座番号を変更したとき。
- (3) 土地改良区管理施設を他の目的に使用する時。
- (4) 農地を転用するとき。
- (5) 公共事業等で農地が買収されたとき。
- (6) 賦課金を耕作者が納付するとき。

経常賦課金・特別賦課金の耕作者納付を希望される方は、所有者と耕作者が合意の上で、農用地利用集積等促進計画書の写しを添付して、土地改良区まで申請をお願いします。

尚、耕作権を解約した時、更新しない時は、届け出をお願いします。

(4)と(5)は、地目変更となるため決済金を納めていただくことになります。

※農業委員会、法務局等の手続きとは別に、土地改良区への届出(台帳等の修正の為)が必要です。

詳細は、土地改良区までお問い合わせください。(☎72-3131)

あ と が き

いよいよ花も満開、それに合わせたように農作業も忙しくなってきました。気が緩んで怪我をしないように気を付けたいものです。

今回退職なされた職員の方々には、長年の奉職に感謝の辞を述べると共に、新職員の方にも新たな気持ちで活躍していただくように期待しております。

農家にとっては、一昨年から米、資材、燃料等の高騰など今までの猫の目農政、米価の低迷を考えれば、一喜一憂せず、着実に目の前の農作業を安全、安心で進め、皆が幸せ多い秋を迎えられるように願うばかりです。(大谷委員)



印刷

J A印刷山形
山形県鶴岡市本田字八百地二七五番地

退 職



3月31日付、総務課課長補佐兼会計主任の後藤輝彦さんが退職されました。昭和59年に奉職以来42年間の長い間、県営かんがい排水事業、県営ほ場整備事業完了に向け貢献していただき、財務に関する業務全般に大変ご尽力をいただきました。今後は引き続き嘱託職員として勤務することとなりますので、これまで同様によりしくお願いいたします。

職 員 紹 介

令和8年4月1日付で職員に採用しました。



総務課総務企画係 伊藤 美穂



総務課総務企画係 渋谷 杏夏

一日も早く組合員の皆様のお役に立てるよう頑張りますのでよろしくお願い致します。

滞納賦課金は新しい権利者が負担

賦課金を滞納されている土地の権利を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）により新しい組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。売買する場合は、滞納賦課金があるかどうか、事前に土地改良区へ確認をお願いいたします。

また、滞納されますと知事より滞納処分認可を受け、差押え等の強制執行を行うこととなりますので、期日までに納入くださるようお願いいたします。

ゴールデンウィーク 期間中の対応について

水が出ない、水圧が弱い、給水栓の破損の連絡は、

090-9037-4923

に電話をしてください。

当番職員が対応します。ただし、給水栓の破損については、即日の修理が出来ませんので止水により周りに迷惑をかけることとなります。作業する際は、十分に気を付けてくださるようお願いいたします。